東京・無年金障害者をなくす会　学習会

資料代　会員無料

会員外 300 円

【2014 年 5 月 18 日(日)13 時 30 分～15 時 30 分】

「障害年金請求の基礎知識　～わかりやすい手続きの仕方～」

★講師：安部敬太 先生（安部敬太社会保険労務士事務所）

■当会は無年金障害者問題の解決をめざし 1998 年結成以来運動に取り組んできました。今回は、安部先生から障害年金請求について*わかりやすく*講演していただきます。是非、皆様のご参加をお待ちしております。

ご講演後に先生への質疑応答を含め、参加者同士で交流する時間を設けたいと思います。

■講師紹介　あべけいた　（以下、HP より引用）

大卒後、中小企業の工場で働き、そこで労働組合を結成し、地域労組に参加する。地域で障害を持つ仲間とサークル活動も行う。育児のため主夫となる。06 年社労士開業。障害年金の裁定請求と（再）審査請求の代理は計 1000 件を超える。障害年金社労士の会「ゆいまーる」、障害年金実践研究会、障害年金サポート勉強会に参加。

安部先生のホームページより

■通常の生活に困難がある　／働けないという場合に、支給される障害年金　この障害年金って意外に請求がややこしくて、簡単にもらえない場合も多くあります。ただ、間違いなくこれは権利ですから、もらえる障害、症状があるときは、なんとしても、支給させるようにしたいものです。障害年金の専門家である、社会保険労務士　安部敬太が、請求のツボについて解説します。

■障害年金は獲得する権利！　／年金保険料をまじめにコツコツ払ってきたのだから、国(行政)は、障害年金が支給される状態になれば、懇切ていねいに支給の手続きを進めてくれるだろう.....行政は国民の公僕ですから、そう考えるのも当然です。しかし、現実はそうではありません。請求の根拠が少しでもあいまいである場合などは、請求書すら渡さないということもあります。国としては、限られた保険財政の中で、そうそうは払わないぞということなのでしょう。ですから、この権利は、なんとしてももぎとってやるという意志と労力を惜しまない人だけが得ることができると言っても過言でない場合も多いのです。

■障害年金受給を精一杯サポートします！

そこまでやる時間も自信もないという方、ぜひ専門家である社会保険労務士　安部敬太にお任せください！

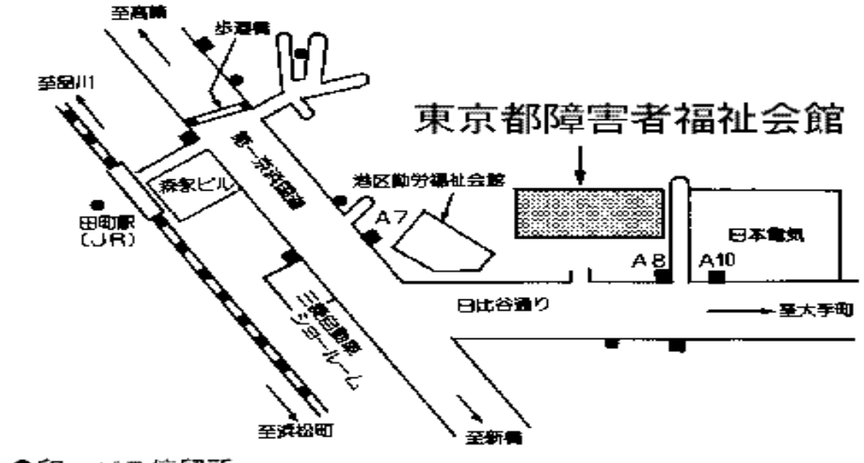

●印　バス停留所
■印　都営地下鉄三田駅出入口
（浅草線はＡ７、三田線はＡ８が最も近い出入口）
（Ａ10のエスカレーターは昇降両用です）

■主催団体：東京・無年金障害者をなくす会

〒169-0072　東京都新宿区大久保 1-1-2 日本障害者センター内

TEL03-3207-5636　FAX03-3207-5628

場所：東京都障害者福祉会館(港区芝 5-18-2)

★JR 田町駅、都営地下鉄三田駅下車

☆講演当日に手話通訳、テキストデータなどが必要な方は事前に事務局までご連絡ください。